

草の根・人間の安全保障無償資金協力外部委嘱員の募集
(在ウズベキスタン日本国大使館)

在ウズベキスタン日本国大使館では、ウズベキスタンの草の根レベルの住民に直接裨益する「草の根・人間の安全保障無償資金協力」(草の根無償)を1995年から実施しています。

今般、草の根無償に関する業務の補助を行っていただく外部委嘱員を以下の通り募集します。

【概要】

1. 草の根外部委嘱員について

外部委嘱員とは、当館との委嘱契約に基づき、草の根無償の案件形成及び実施に関わる一連の業務を行っていただく制度です。

2. 募集人数

1名

3. 委嘱する業務

- 草の根無償の新規案件の相談対応、案件形成にかかる申請団体との連絡・調整
- 申請書類の確認・整理
- 案件採択に必要な資料作成
- 贈与契約署名式の実施補助
- 案件の進捗管理
- 必要時応じ、新規案件の事前調査、中間モニタリング、事業完了確認、フォローアップ等の現地調査業務

4. 委嘱条件等

(1) 委嘱開始時期及び期間

2025年8月1日から2026年3月31日までを予定しています。

(注：2026年4月以降は、業務成績が良好な者は、在ウズベキスタン日本国大使館との合意により契約期間の延長可否を判断します。))

(2) 謝金等

当館規定に基づき、知識・経験を考慮して決定します。

(3) 業務形態

当館開館日の通常業務時間帯に合わせて業務を行います。ただし、必要に応じて上記時間外でも現地調査等を実施することがあります。

【応募条件】

1. 国籍

ウズベキスタン国籍を有する方。

2. 必要な能力・知識等

- (1) ウズベク語・ロシア語・英語の3言語で業務上の会話、各種文書の作成、翻訳が可能であること。日本語能力があれば、なお望ましい。
- (2) 業務上必要なPC操作技術 (Word, Excel, Power Point)。

3. その他条件

- (1) タシケント市に居住登録されていること。
- (2) 日本とウズベキスタンの友好関係の促進及びウズベキスタンの経済・社会開発に対する関心と意欲を有すること。
- (3) 心身ともに壮健であること（現地調査を行う機会がある）。
- (4) 異文化への適応能力及び協調性があること。
- (5) 過去に開発協力事業に従事したことのある方を歓迎。

【応募方法】

1. 以下の応募書類を2025年5月15日（木）18：00までに、下記担当者までメール（添付ファイル）にてご送付ください。提出いただいた個人情報を選考の目的のみに利用し、応募の秘密は厳守します。

(1) 履歴書

英語で記載し、氏名、写真、生年月日、現住所、電話番号、経歴、保有する資格を含めてください。

(2) 志望理由書

英語でA4サイズ1～2枚程度。ご自身のこれまでの経歴及び応募の動機等をご記入ください。

(3) 旅券の写し

(4) 学位記、その他保有する資格の写し

2. 選考方法・スケジュール

応募締切：2025年5月15日（木）18：00

一次選考：書類選考（結果は5月下旬に個別にメールでご連絡いたします）

二次選考：筆記試験（英語及びロシア語／ウズベク語）

最終選考：面接

【応募宛先】

在ウズベキスタン日本国大使館経済・開発協力班（担当：宇野二等書記官）

以下のメールアドレス宛に必要な書類を添付ファイルで送付してください（メールの件名には、「2025年度草の根外部委嘱員応募」と明記願います）。今回の募集に関する照会がある場合も、以下メールアドレス宛にご連絡ください。

当館代表メールアドレス：uzshien@ts.mofa.go.jp